

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	鈴木準二君
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤墳理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	藤江和明君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて

(1) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(2) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 日程第5 議 第 4 号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議 第 5 号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 6 号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 7 号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 8 号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議 第 9 号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議 第 10 号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について
- 日程第12 議 第 11 号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議 第 12 号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第14 議 第 13 号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議 第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議 第 16 号 令和6年度垂井町一般会計予算
- 議 第 17 号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議 第 18 号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 19 号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 20 号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 21 号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 22 号 令和6年度垂井町水道事業会計予算
- 議 第 23 号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第17 議 第 30 号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議 第 31 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第19 議 第 32 号 名誉町民の顕彰について
- 日程第20 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

日程第21 選挙管理委員及び同補充員の選挙

5 本日の会議に付した事件

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(2) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

日程第5 議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について

日程第7 議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第11 議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について

日程第12 議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第13 議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について

日程第14 議第13号 指定管理者の指定について

日程第15 議第14号 指定管理者の指定について

日程第16 議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算

議第17号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第18号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第19号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算

議第20号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

- 議 第 2 1 号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議 第 2 2 号 令和6年度垂井町水道事業会計予算
議 第 2 3 号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算
日程第17 議 第 3 0 号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）
日程第18 議 第 3 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第19 議 第 3 2 号 名誉町民の顕彰について
日程第20 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について
追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第21 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗君、4番 渡辺保彦君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 垂井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(2) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正についてを議

題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町水道事業給水条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第13号 指定管理者の指定について

○議長（若山隆史君） 日程第14、議第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第14号 指定管理者の指定について

○議長（若山隆史君） 日程第15、議第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算

議第17号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第18号 令和6年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第19号 令和6年度垂井町介護保険特別会計予算

議第20号 令和6年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第21号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第22号 令和6年度垂井町水道事業会計予算

議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算

○議長（若山隆史君） 日程第16、議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算から議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら8案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長のご報告を求めます。

予算審査特別委員長 水野忠宗君。

〔予算審査特別委員長 水野忠宗君登壇〕

○予算審査特別委員長（水野忠宗君） ただいま一括議題となりました議第16号 令和6年度垂井町一般会計予算から議第23号 令和6年度垂井町下水道事業会計予算までの8議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月11日から13日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管からの説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました8議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

令和6年度は、町合併70周年を迎える節目となる年であり、関連する事業の着実な実施に加えて、垂井町第6次総合計画後期5年計画の重点戦略に位置づけている、若い世代や子育て世代に選ばれるまちや、全ての人にとって便利で快適なまちを実現するため、少子化対策やDXの推進などにも積極的に取り組む必要がある。今後、人口減少による税収減が想定される中、多様なニーズに対するきめ細やかな行政サービスを展開し、将来にわたって持続可能な行財政運営が維持されるよう、引き続き歳入歳出両面で財政基盤の強化に向けた取組を進められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより8案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

8案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第16号から議第23号までの令和6年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議第30号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）

○議長（若山隆史君） 日程第17、議第30号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、表佐80号線路側改良事業に係る経費を令和6年度に繰り越して実施することをお願いいたすものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第30号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回お願いをいたしますのは繰越明許費の補正でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ、第1表をお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、表佐80号線路側改良事業でございます。

令和5年9月議会定例会におきまして、表佐80号線路側改良工事といたしまして、当該路線に係ります側溝の敷設替え工事に係る予算をお認めをいただきましたが、電気事業者による支障電柱の移転の遅れ及び資材の納入の遅れによりまして年度内の完了が見込めないことから、675万円を令和6年度に繰り越して実施をすることを追加してお願いをするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第8号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（若山隆史君） 日程第18、議第31号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 中川正規氏の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、後任に中西千年氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

○議長（若山隆史君） 日程第19、議第32号 名誉町民の顕彰についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 名誉町民の顕彰について、提案理由を御説明申し上げます。

長年にわたり垂井町並びに不破郡の進展に多大な貢献をされました藤墳守氏を名誉町民として顕彰いたしたく、垂井町名誉町民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 名誉町民の顕彰については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第20 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第20、議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 富田栄次君。

〔議会運営委員長 富田栄次君登壇〕

○議会運営委員長（富田栄次君） それでは、ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

現在、総務産業建設委員会の所管であります上下水道課の所管に属する事項について、令和6年度から文教厚生委員会の所管事項とするため、条例の改正を行うものであります。

お手元に配付いたしました新旧対照表を御覧ください。

第2条の表、総務産業建設委員会の表中「、上下水道課」を削除し、文教厚生委員会の表中「住民課」の次に「、上下水道課」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についての提案説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から各常任委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（若山隆史君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（若山隆史君） 日程第21、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員には、垂井町宮代1810番地、吉川弘良君、垂井町綾戸961番地の6、高木捷彦君、垂井町表佐1708番地、多賀茂樹君、垂井町岩手20番地、桐山幸一君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人とすることに決定しました。

次に、選挙管理委員補充員には、垂井町綾戸112番地、廣瀬忠義君、垂井町栗原1571番地の1、水野裕人君、垂井町1218番地、石井亨君、垂井町大滝244番地、大内武司君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人とすることに決定しました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時42分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 水 野 忠 宗

会議録署名議員 渡 辺 保 彦